

国土交通省直轄工事における 社会保険等未加入対策について

国土交通省
大臣官房地方課・技術調査課
土地・建設産業局建設業課
平成26年5月

1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

平成29年度を目途に目標を達成するため、これまで以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制の整備
- ②建設業担当部局における建設業許可・更新時等の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報、経営事項審査での減点措置の厳格化
- ③法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(本人負担分・事業主負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)

3. 今後取り組むべき対策の方向

現状

- ①社会保険等への加入状況：企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

今後の対策の方向性

今こそ更に取組を加速化する必要性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

中建審提言後の経緯

○平成26年1月30日

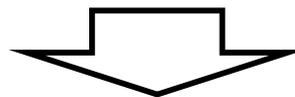
第2回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご指示

「国土交通省発注工事の元請・一次下請につきましては、平成26年度中に社会保険加入企業に限らせて頂く方向で、具体的な対策を検討するよう、本日、事務方に指示致しました。」



○平成26年2月27日～3月19日

対策案の概要・スケジュール等に関する建設業界・自治体向けの説明会を開催



○平成26年3月28日

第4回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご発言

「平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事において、

- ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
- ・二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合は、建設業担当部局が加入指導等を引き続き実施する。

平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定する方向で検討。

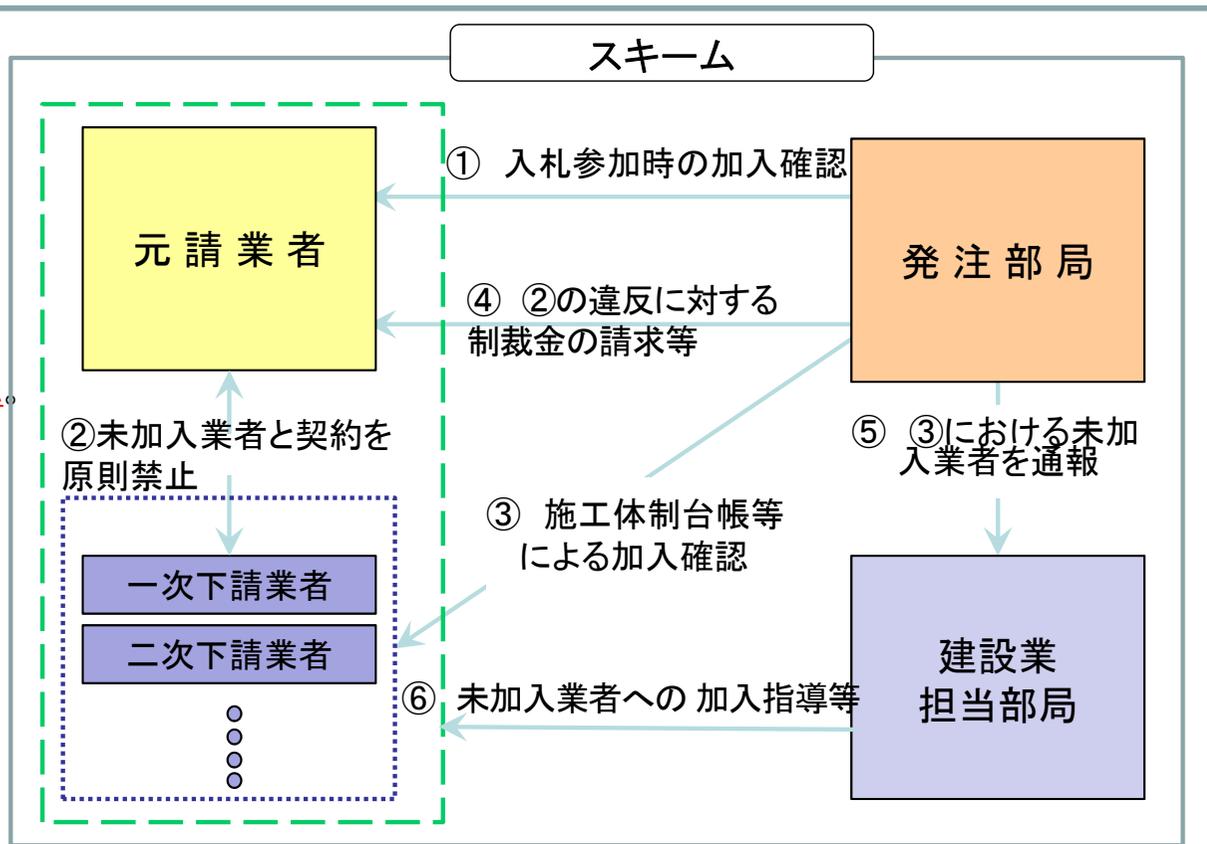
地方公共団体等の発注者に対しても、国土交通省の上記スキームを情報提供し、同様の取組みの実施の検討を促すとともに、積極的に社会保険等未加入対策に取り組むよう促す。」

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

○ 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、

- ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
- ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
(※)建築一式工事の場合は4500万円

- ①入札参加時に元請業者の**保険加入状況を確認**。
(未加入の元請業者は工事から排除)
- ②未加入の一次下請業者との**契約を原則禁止**。
- ③施工体制台帳等で全ての下請業者の**保険加入状況を確認**。
- ④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施。(元請業者への制裁金の請求等)
- ⑤全ての未加入業者を発注部局から**建設業担当部局に通報**。
- ⑥建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も含む。)への**加入指導等を引き続き実施**。



○ 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

○上記内容に付き、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

問1 社会保険等とは何か。

→健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指す。

問2 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請業者との契約が禁止されるのか。

→当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内(概ね30日間)に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として、例外的に認められる。

問2-2 「特別の事情」が認められるのは、具体的にどのような場合か。

→特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合である。

一方、以下の場合は、「特別の事情」に該当しないと考えられる。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

問3 元請業者にはどのようなペナルティーが課せられるのか。

→**制裁金の請求**(元請と未加入の一次下請業者との最終契約額の10%)

(例)受発注者間の請負額・・・1億円

受注者と一次下請業者(社会保険等未加入)との請負額・・・4千万円

→4千万円の10%である4百万円が制裁金の額となる。

- ・**指名停止**(「重大な契約違反」であり、2週間～4ヶ月)
- ・**工事成績評点の減点**(指名停止に伴うもの)

(※ただし、問2の「特別の事情」が存在する場合には、当該未加入業者が一定期間内(概ね30日間)に社会保険等に参加しない場合に限る。)

問4 二次下請以下の未加入業者は、どのように取り扱われるのか。

- 建設業担当部局に未加入の事実が通報され、個別に加入指導が行われることとなる。
- なお、発注者の契約の相手方ではないことから、制裁金の請求・指名停止は行われない。

問5 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

- 個人事業主・一人親方等の社会保険等の適用除外となる建設業者は、そもそも社会保険等の加入義務がないことから、排除されない(※詳細な要件は年金事務所等にお問い合わせください。)

問6 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

- 今回の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものである。
- なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要があることに十分留意すること。

(参考) 手続のフロー図【元請】

【平成26年度に入札公告を行う工事】

※平成27年度以降に契約締結するものを除く。

入札公告・入札説明書に、社会保険等未加入建設業者について競争参加資格を認めないことを記載

経審総合評定値通知書の写し等を確認

未加入

競争参加資格を認めない

加入・適用除外

手続を続行

(参考) 手続のフロー図【元請】

【平成27年度以降に契約締結を行う工事】

平成27・28年度の定期の競争参加資格審査の公示において、
社会保険等未加入建設業者について
申請を受け付けないことを記載

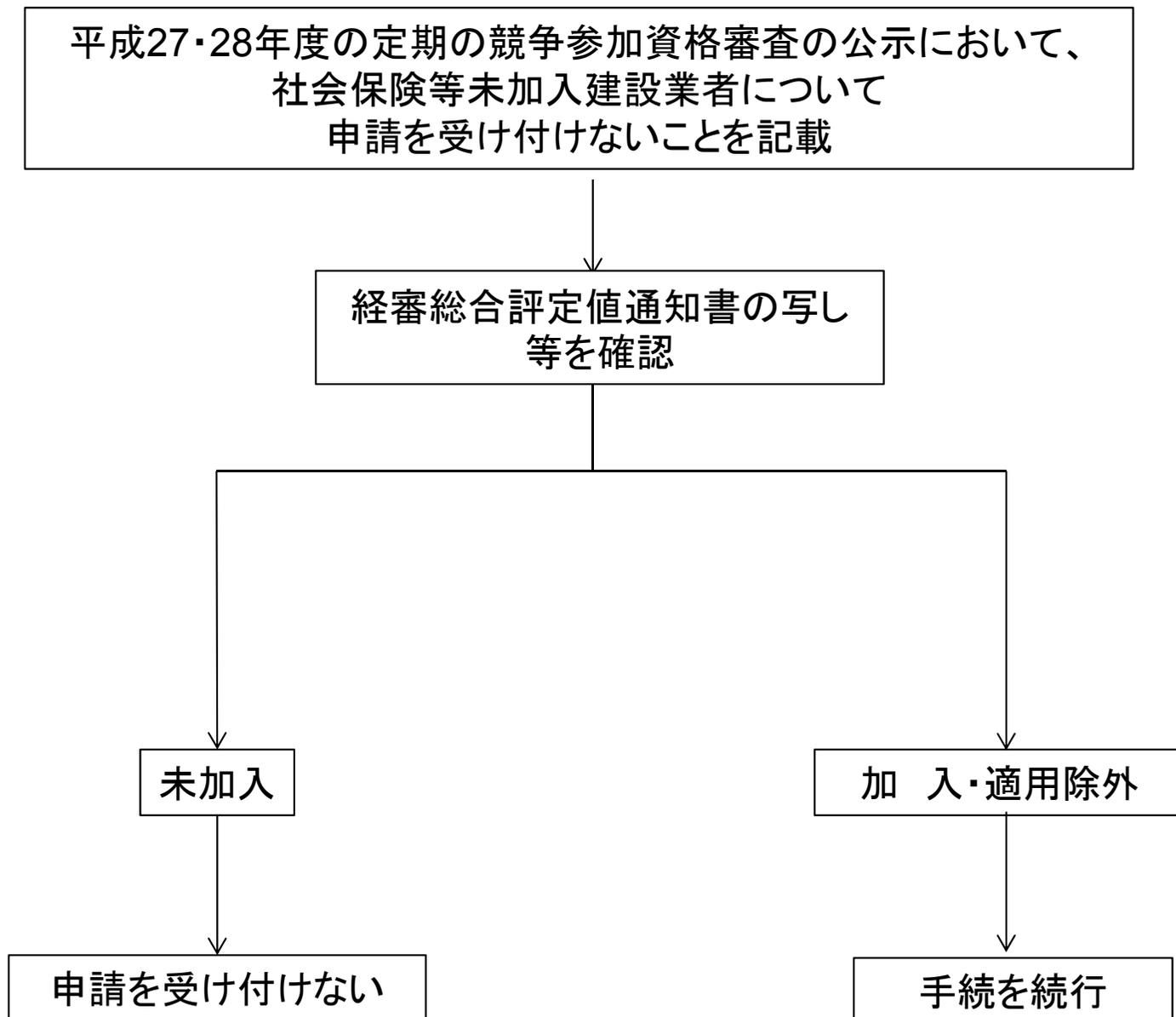
経審総合評定値通知書の写し
等を確認

未加入

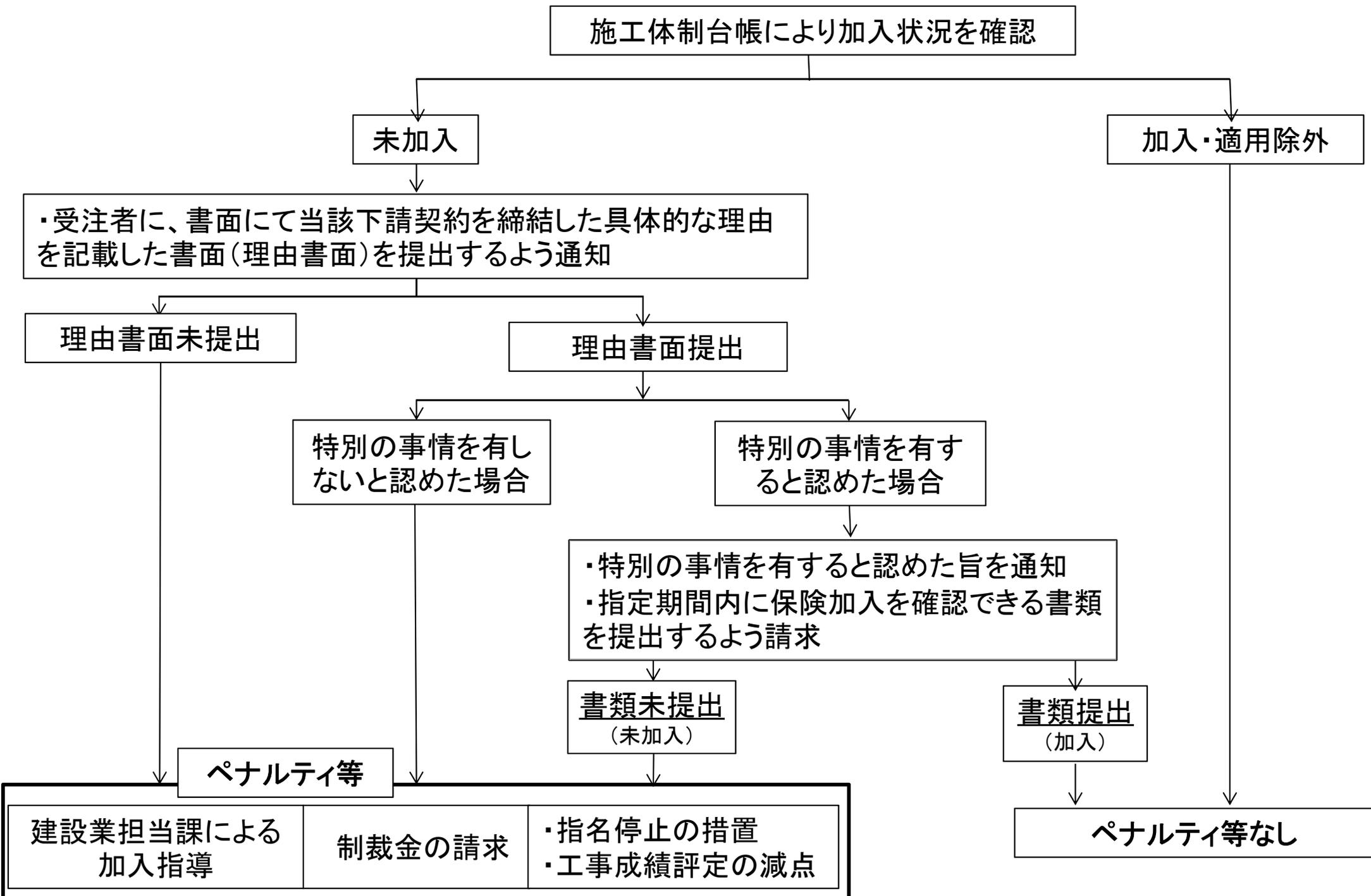
加入・適用除外

申請を受け付けない

手続を続行



(参考) 手続のフロー図【一次下請】



(参考) 手続のフロー図【二次下請以下】

